特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０５号
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　ファイナル・スペース株式会社
代表清算人　桃木野　聡
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１００２号
山形県最上郡鮭川村大字川口字天狗森3128番1
清算株式会社　柴田重機運輸株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第１００３号
山形県最上郡戸沢村大字角川15番地５
清算株式会社　鈴木建設株式会社
1　決定年月日　平成26年７月10日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（ヒ）第３号
岐阜県各務原市尾崎北町３丁目98番地
清算株式会社　株式会社ケイ・エステート
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（ヒ）第４号
岐阜県各務原市尾崎北町３丁目98番地
清算株式会社　株式会社グリーンエステート
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（ヒ）第５号
岐阜県各務原市尾崎北町３丁目98番地
清算株式会社　株式会社ワイ
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（ヒ）第６号
岐阜県各務原市尾崎北町３丁目98番地
清算株式会社　株式会社ケイ・エム・エフ
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（ヒ）第７号
岐阜県各務原市尾崎北町３丁目98番地
清算株式会社　株式会社エステート・ヘルス
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所

包括的禁止命令

平成２６年（再）第２号
長崎県大村市木場２丁目578番地７
再生債務者　有限会社竹松運輸
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成26年７月11日　　長崎地方裁判所民事部

監 督 命 令

平成２５年（再イ）第２２号
三重県四日市市桜花台１丁目８番地６
再生債務者　塩川　彰彦
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　三重県四日市市安島１丁目２番27号　ジェックＳビル２階　あおば総合法律事務所　弁護士　横山　慶志
平成26年７月11日　津地方裁判所四日市支部

監督命令取消

平成２６年（再）第２号
長崎県大村市木場２丁目578番地７
再生債務者　有限会社竹松運輸
主文　平成26年４月24日にした監督命令を取り消す。
平成26年７月11日　　長崎地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
山形県西置賜郡小国町大字小国町163番地
再生債務者　株式会社金十商店
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年７月10日　山形地方裁判所米沢支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第２号
長崎県大村市木場２丁目578番地７
再生債務者　有限会社竹松運輸
1　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　長崎市万才町６番35号　三井生命長崎ビル５階　弁護士　金子　寛道
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年７月11日　　長崎地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１３号
栃木県宇都宮市吉野２丁目２番９号　川崎サンヴィレッチＢ―102
再生債務者　菅沼　巳華
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月15日から平成26年８月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２６年（再イ）第４６号
埼玉県戸田市大字新曽2083番地の２　ソフィア戸田205号室
再生債務者　田谷　祐和
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月15日から平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第４８号
埼玉県さいたま市緑区大字大間木1654番地５
再生債務者　鵜名山道雄
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月15日から平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第２２号
埼玉県草加市稲荷４丁目38番９号　プログレスコーポ105号
再生債務者　横尾　一義
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月15日から平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第２３号
埼玉県越谷市大字南荻島1005番地８
再生債務者　遠藤　　博
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月15日から平成26年８月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第２１０号
愛知県津島市愛宕町６丁目129番地１
再生債務者　鈴木　敏生
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月８日から平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２１１号
愛知県津島市愛宕町６丁目129番地１
再生債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年８月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年８月８日から平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部